

証券コード 293A
2025年6月23日
(電子提供措置の開始日 2025年6月17日)

株 主 各 位

大阪府大阪市淀川区西中島六丁目7番8号

B A B Y J O B 株 式 会 社

代表取締役
社 長 上 野 公 嗣

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、インターネット上の当社ウェブサイト（下記記載）に掲載しておりますので、当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://baby-job.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「その他IR情報」の順に選択のうえ、「臨時株主総会招集ご通知」の欄にて、ご確認ください。）

また、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、当社名（BABY JOB）又は証券コード（293A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年7月8日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月9日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区西中島6丁目7番8号 11階会議室
3. 目的事項

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件 |
| 第3号議案 | ストック・オプションとして、取締役及び従業員等へ新株予約権を発行する件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネットによるライブ配信のご案内】

1. 配信日時：2025年7月9日（水曜日）午前10時00分から
2. ご視聴方法
インターネットによるライブ配信の視聴を希望される株主さまは下記、メールアドレスまでご連絡をくださいますようお願い申し上げます。当社よりご視聴用のURL等をお送りいたします。
 - ・ご連絡先メールアドレス：bj_ir@ssmother.com
3. ご視聴に関する留意事項
 - (1) ライブ配信をご視聴の株主さまは、会社法上の株主総会出席とはならず、当日の議決権行使をインターネット参加によって行うことはできません。事前に議決権を行使くださいますようお願いいたします。
 - (2) ご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。
 - (3) ライブ配信の撮影・録画・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
 - (4) インターネットの通信環境により、映像及び音声の乱れ、配信中断等の不具合が生じる場合があります。
 - (5) やむを得ない事情によりライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
 - (6) インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
 - (7) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご視聴いただけない場合があります

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

(1) スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2024年5月24日開催の第6回定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額17.5百万円以内（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については5百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役2名）ですが、2025年7月1日付で1名増員することが決定しており、4名（うち社外取締役3名）となります。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

(2) 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

① 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については350個（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については100個）とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は取締役（監査等委員である取締役を除く）については3.5万株（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については1万株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金950円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から7年間とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- ii. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑧ 新株予約権の取得に関する事項

- i. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ii. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑨ その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第2号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

監査等委員である取締役が客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保するとともに、株主の皆様との利害共有意識及び当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的として、当社監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

(1) スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の監査等委員である取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2024年5月24日開催の第6回定時株主総会において年額30百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、監査等委員である取締役が客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保するとともに、株主の皆様との利害共有意識及び当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10百万円以内（うち、社外取締役については10百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

(2) 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

① 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、監査等委員である取締役については200個（うち、社外取締役については200個）とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は監査等委員である取締役については2万株（うち、社外取締役については2万株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金950円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日後2年を経過した日から7年間とする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
 - i. 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
 - ii. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑧ 新株予約権の取得に関する事項
 - i. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ii. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑨ その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第3号議案 スtock・オプションとして、取締役及び従業員等へ新株予約権を発行する件

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材確保のため、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを目的としております。

また、中長期的な観点から経営活動により一層の支援を賜うことを目的として、社外協力者に対して無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役並びに従業員及び社外協力者のうち、当社取締役会で承認された者とする。

(2) 発行する新株予約権の数

550 個（新株予約権 1 個につき 100 株）の総数を上限とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本臨時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は 5.5 万株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法ならびに払込の要否

無償とし、払込は要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 950 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \text{既発行} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{既発行}}$$

行使価額	行使価額	株式数	新規発行前の1株あたりの時価
		既発行株式数 + 新規発行株式数	

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から7年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使のより株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡する場合には取締役会の承認を要するものとする。

(11) その他新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。